

個別規程 IIJ クラウドナビゲーションデータベース

令和6年5月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント	種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース及び種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースを管理するもの
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API	種類をサービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラ サービス スタンドアまたは別途当社が定める当社サービスに対し、契約者の指定するクラウドサービス(第2条に定める品目のクラウドサービスとします。以下同じとします。)への経路情報 API を提供するもの
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート	対象となるクラウドサービスの FQDN 等の情報を自動更新し、リスト化して管理する機能を提供するもの

第2条(品目)

種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースには、以下の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
Microsoft 365	管理対象のクラウドサービスを Microsoft の提供する Microsoft 365 とするもの
Google Workspace	管理対象のクラウドサービスを Google の提供する Google Workspace とするもの
Windows Update	管理対象のクラウドサービスを Microsoft の提供する Windows Update とするもの

Zscaler	管理対象のクラウドサービスを Zscaler, Inc.の提供する Zscaler とするもの
Zoom	管理対象のクラウドサービスを Zoom ビデオコミュニケーションズの提供する Zoom とするもの
Box	管理対象のクラウドサービスを Box, Inc.の提供する Box とするもの

第 3 条(契約の単位)

種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメントとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあっては、種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベース及び種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの一の管理単位毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメントに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約」といいます。)を締結します。

2 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあっては、一の種類をマネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラ サービス スタンドにに係る IIJ インターネットサービス契約又は別途当社が定める当社サービスに係る契約(以下「経路情報 API 対象サービス契約」といいます。)毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約」といいます。)を締結します。

3 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートとする IIJ クラウドナビゲーションデータベースの場合にあっては、一の品目毎に一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレートに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約」といいます。)を締結します。

第 4 条(最低利用期間)

IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約及び IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約(以下併せて「IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約」といいます。)における最低利用期間はそれぞれ 1 ヶ月とし、その起算日は、各契約の課金開始日とします。

第 5 条(利用資格)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用するには、それぞれ 1 以上の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約及び IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約が必要です。

2 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲーションデータベースを利用するには、一の IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約毎に一の経路情報 API 対象サービス契約が必要です。

第 6 条(利用条件)

契約者は、IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて提供される他社 SaaS の FQDN 等の情報を、形態の如何にかかわらず、第三者(当社が指定する者を除きます。)に提供してはならないものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約における API 対象サービス契約
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおいて、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント契約、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約及び IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート契約のいずれかが全て解除された場合には、対応する IIJ クラウドナビゲーションデータベース契約は全て同日に解除されるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ クラウドナビゲーションデータベースの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ クラウドナビゲーションデータベースの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約に係る料金は、別紙 1 に定める料
金に経路情報 API 対象サービスで管理するサービスアダプタの合計値(以下「経路情報 API アダ
プタ値」といいます。)を乗じた額とします。契約者は、次に掲げる場合には、当社に対し経路情報
API アダプタ値を申告するものとします。

- (1) 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲ
ーションデータベースの申込時
- (2) 種類を IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API とする IIJ クラウドナビゲ
ーションデータベース契約の途中で経路情報 API アダプタ値が変更になった場合

3 前項に掲げる申告による経路情報 API アダプタ値について、当社が認知している経路情報 API
アダプタ値を下回っている場合、IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API 契約に係
る料金について、当社は、当社が認知した経路情報 API アダプタ値にて算出した額を請求するも
のとしします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合
(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きま
す。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJ クラウドナビゲーションデータベースは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

第 12 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ クラウドナビゲーションデ
ータベースに係る機能が制限されることがあります。

2 当社は、IIJ クラウドナビゲーションデータベースの安定した運用を目的として、当社の定めると
ころにより、1 分間あたりの経路情報 API への接続可能回数に関して制限を加えることができるも
のとしします。

附則

令和 5 年 6 月 1 日施行

この契約約款は、令和5年6月1日から実施します。

令和5年9月1日変更

この契約約款は、令和5年9月1日から実施します。

令和5年12月1日変更

この契約約款は、令和5年12月1日から実施します。

令和6年3月1日変更

この契約約款は、令和6年3月1日から実施します。

令和6年5月1日変更

この契約約款は、令和6年5月1日から実施します。

別紙 1 IIJ クラウドナビゲーションデータベースにおける料金等

[第 9 条関係]

1 初期費用

種類	品目	料金
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント	-	120,000 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API	-	0 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート	Microsoft 365	0 円
	Google Workspace	0 円
	Windows Update	0 円
	Zscaler	0 円
	Zoom	0 円
	Box	0 円

2 月額費用

種類	品目	料金
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/マネージメント	-	38,000 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/経路情報 API	-	API 対象サービスで管理するサービスアダプタ 1 台あたり 2,000 円
IIJ クラウドナビゲーションデータベース/宛先リストテンプレート	Microsoft 365	25,000 円
	Google Workspace	25,000 円
	Windows Update	25,000 円
	Zscaler	25,000 円
	Zoom	25,000 円
	Box	25,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

第 4 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額